

# 古賀市自治基本条例（仮称） 条例素案検討資料（策定委員会案）

※この資料は、これまでの検討内容を踏まえて  
作成したものです。

平成28年9月時点

## 条例素案（策定委員会案）作成の基本的考え方について

私たち古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会では、平成27年1月から、「どうやって」古賀市らしいまちづくりを行っていくのかについて議論してきました。

これまで、古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会が主催で、市内8小学校区で古賀みらいサマーミーティングを開催したり、自治会、校区コミュニティなど様々な分野のゲスト参加者に策定委員会の議論に加わっていただいたりするなど、より多くの市民の意見を聴いてきました。また、市職員によるミニ出前講座等により**行政の主な仕組み、情報を知ることができました。このように**年代、性別、地域など多様な委員がまちづくりに関する情報を共有しながら議論してきました。

これらの貴重な意見等を出来る限り反映し、以下の基本的な考え方により古賀市自治基本条例（仮称）素案（策定委員会案）を作成しました。

### 【条例素案作成の基本的考え方】

#### 自治基本条例制定の目標

- 市民のための議会・行政を推進する。
- 市民自身がまちづくりに加わり、力を発揮できるような仕組みを考える。

#### 自治基本条例の役割

- まちづくりの担い手である市民等・議会・行政の役割、責務などを明確にする。
- まちづくりを進めていくための基本的な考え方や、仕組みや~~（ルール）~~を示し、市民等・議会・行政で共有する。

#### 全体構成の考え方

- 全国では、多くの自治基本条例が制定されているが、他市町村の特徴ある項目を寄せ集めるのではなく、これまでの策定委員会での検討結果やサマーミーティング等での意見を十分に精査し、古賀市らしい魅力あるまちづくりを進めていくうえで必要な基本的考え方やルールを盛り込む。
- 自治基本条例は、古賀市のまちづくりの進め方についての基本的事項や考え方を定める条例であることから、個別分野（健康福祉・生活環境・都市計画・教育など）に関する規定は、それぞれの分野の個別条例等に委ねることを基本的な考え方として、古賀市のまちづくりの全体に関わる仕組みを示すものとする。
- 市議会については、平成26年4月に施行されている「古賀市議会基本条例」の内容を尊重し、位置付ける。

# 条例構成案

	前文	..... P 3
第1章 総則	目的	..... P 4
	定義	..... P 4
	まちづくりの基本理念	..... P 5
	まちづくりの基本原則	..... P 7
	条例の位置づけ	..... P 8
第2章 市民等・議会・ 行政の役割	市民等の役割等	..... P 9
	議会の役割等	..... P 9
	行政の役割等	..... P 10
第3章 まちづくりの 基本的事項	情報共有の推進	..... P 11
	市民参加の推進	..... P 11
	共働の推進	..... P 12
	コミュニティ活動の推進	..... P 13
第4章 行政運営	行政計画	..... P 18
	意見等の取り扱い	..... P 18
	附属機関等（市民公募の推進）	.. P 19
第5章 実効性の確保	条例の推進・検証	..... P 20
	条例の見直し	..... P 20

## 前文

### 前文

古賀市は、国の史跡に指定（を受けることが予定）されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並みや白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。

また、古来より人や物が行き交う交通の要所となっており、多様な人が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。

心豊かな子どもたちを育て、安全で安心して暮らせるまちを未来に残していくためには、議会、行政はもとより、私たち市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、古賀市民が「これからもずっと住み続けたい」と誇れるまちとするため、この条例を制定します。

### 【解説】

前文は、条例制定の背景やまちづくりの方向性や基本原理、私たち市民の想いを明らかにするものです。

親しみやすさ、分かりやすさを重視し、「ですます調」を用いました。

第1、2、3段落は、古賀市はどのようなまちであるのか、また、私たちは古賀市を今後どのようにしていきたいのかを示しています。

第4、5段落は、自治基本条例が必要となってきた背景、これからのまちづくりの方向性の考え方を示しています。

第6段落では、この条例の制定を通じ、私たちがどのような古賀市の姿を実現したいと考えているのかを明らかにしています。

## 第1章 総則

### 目的

○まちづくりの基本的事項を定め、市民等、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、互いに連携し、住んで良かったといえるまちの実現を図る。

### 【解説】

＜古賀市自治基本条例制定基本方針より＞

#### 条例制定の目的

まちづくりの基本理念・基本原則を明らかにし、市民・行政等の役割を明確にするとともにまちづくりに関する基本的事項を定めることにより住民自治の進展を図り、市民が安心して暮らし続け、豊かで活力のある地域社会の実現を目指します。

### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見（※原文のまま掲載しています。以下同。）＞

○住んで良かったといえるまち、住みたいまち〔まちづくりを進める上で大事なしたいキーワード〕

○行政と市民をどう近づけるのか。まちづくりに関心を持つ市民を増やす。

### 定義

○この条例において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) まちづくり：住みよいまちをつくるための公益的な活動をいう。

~~(2) 市民等：市内に居住・通勤・通学する者、市内に事務所を有する又は市内で活動する法人その他の団体をいう。~~

~~(3) (2) 行政：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会（それぞれ当該職員を含む）をいう。~~

~~(4) (3) 自治会：地域に生活する住民市民自らが良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域の住民市民によって主体的に組織された団体をいう。~~

~~(5) (4) 校区コミュニティ：小学校区の住民市民が自由に参加でき、自治会や市民活動団体などが連携し、地域の課題を解決するために組織された団体をいう。~~

~~(6) (5) 市民活動団体：非営利活動団体、ボランティア団体など共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的な公益活動を行う団体をいう。ただし、主として営利を目的とした活動、政治的活動及び宗教的活動を行う団体並びに自治会、校区コミュニティを除く。~~

(6) 事業者：市内で事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。

~~(7) 地域コミュニティ：自治会及び校区コミュニティをいう。~~

(7) 市民等：次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に通勤又は通学する者
- ウ 自治会
- エ 校区コミュニティ
- オ 市民活動団体
- カ 事業者

(8) 市民参加：行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画や実施、評価などについて、市民等が自主的に意見や提案を行うなど直接関与することをいう。

(9) 共働：市民等、議会及び行政が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざ~~した~~す自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいう。

(10) コミュニティ活動：市民等が地域や共通の目的によってつながり、自主的に行う公益性のある活動をいう。

#### 【解説】

この条例で使用している用語のうち、意味するところを明確に定めておく必要があるものについて定義しています。

○「まちづくり」は、道路を整備するなど社会資本整備のときによく使われることばですが、広い意味があり、この条例では住みよいまちにするために行われる全ての活動と定義しています。

○「市民活動団体」は、共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的な公益活動を行う団体をいいます。この条例においては、同じ地域で生活しているという地縁によりつながっている自治会、校区コミュニティは含んでいません。「主として営利を目的とした活動を除く」とありますが、「営利を目的としない」とは、無償でサービス等を行うという意味ではありません。活動によって得た利益を構成員で分配しないということの意味します。活動で得た利益を次の新たな課題解決のための活動に投資することになります。

○「市民等」は、市内に居住している個人（市民）だけでなく、市内に通勤又は通学する個人、市内に事務所を有する又は市内で活動を行っている団体を含めています。現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決していくためには、古賀市に関わるより多くの個人や団体の力を結集していく必要があります。

○「共働」は、市民等・議会・行政が共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざ~~した~~す自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいいます。

【参考】

＜「共働」の表記について＞

「共働」は「協働」と表記されることもありますが、国内で統一された定義があるわけではなく、各自治体において、条例や指針などの中で定義付けをして使用しています。古賀市では、どちらかがどちらかに追従する関係ではなく、お互い対等の立場で「ともに」課題に取り組んでいく、という意味を込め、「共」という字を使っています。

まちづくりの基本理念

○市民等、議会及び行政は、次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進する。

- (1) 互いに連携し、古賀市民憲章に基づくまちづくりに取り組む。
- (2) 先人が築いてきた地域の歴史、文化、**知恵英知**を大切にし、次世代に引き継ぐとともに、共に支えあう地域社会の形成に取り組む。
- (3) 市民等、議会及び行政は、互いに自主性及び自律性を尊重しながらそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりに取り組む。

【解説】

まちづくりを進めるにあたり、あるべき姿を3つ定めています。  
議会の議決を経て定めている市民憲章を引き続き尊重していきます。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 安全と安心、助け合い・思いやり〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 次世代にバトンタッチできるまち〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 福祉社会の人・人生の先輩が、人生の先輩の知恵を子ども達に伝える。
- キラリとあたたかいしくみをつくろう。
- 自分たちの地域を自分達で良くしていこうという主体性（当事者性）を持つ。
- 「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する。
- まちづくりの担い手が固定化していると感じる。現在の充実した担い手から次の世代へどうバトンを渡していくか、今から考えないと。
- 自治会内で役割分担する（役員だけでなく、みんなで負担を分かち合う）。

### ＜古賀市民憲章＞

緑豊かな犬鳴の山なみ、白砂青松の花鶴浜などの自然と、太古からの史跡に恵まれた私たち市民は、互いに英知を傾けて新しい歴史を創造し、名実共に栄誉なる古賀市にすることを誓って、この憲章を定めます。

- 一. 恵まれた自然にこたえ  
水と緑を愛しはぐくみ  
快適な住みよいまちにします
- 一. からだと心を鍛え  
たくましく生きる力を養い  
活気あふれるまちにします
- 一. 日々感謝して仕事に励み  
人のため社会のためにつくし  
豊かで潤いのあるまちにします
- 一. 先人の遺業に学び  
知恵と技術を磨き  
文化のかおり高いまちにします
- 一. 家族仲よく隣人を敬愛し  
世界の人と友となり  
明るく平和なまちにします

### まちづくりの基本原則

○本市は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること
- (2) 市民参加の原則 市民参加により行政運営が行われること
- (3) 共働の原則 共働してまちづくりに当たること

#### 【解説】

まちづくりの担い手が連携してまちづくりを進めるためには、情報共有が前提となります。

この条例においては、「市民参加」とは、行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画や実施、評価などについて、市民等が自主的に意見や提案を行うなど直接関与することとしています。

「共働」とは、まちづくりの担い手が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざした自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることです。



**【参考】**

＜策定委員会等での主な意見＞

- まちのことを知る、「古賀学」〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 多様な人のつながり、交流、「組愛」〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 安全と安心、助け合い・思いやり〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕

**条例の位置づけ**

○この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、他の条例、規則、計画等は、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図る。

**【解説】**

自治基本条例の位置づけや他の条例・計画等との関係性について規定します。また、自治基本条例に盛り込む事項は、憲法や地方自治法で規定されている条例制定権の範囲内で定めることとなります。

**【参考】**

＜古賀市自治基本条例制定基本方針より＞

- 法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、自治基本条例の理念に基づいた自治の推進を図るため、市の条例や計画等は、自治基本条例との整合性を図り、その趣旨を尊重することになります。

＜策定委員会等での主な意見＞

## 第2章 市民等・議会・行政の役割

### 市民等の役割等

- 市民等は、自発的意思に基づいて、まちづくりに関わるよう努める。
- 市民等は、まちづくりに取り組む場合において、自らの発言と行動に責任を持つ。

#### 【解説】

市民等の役割等について規定します。

#### 【参考】

##### <策定委員会等での主な意見>

- 市民参加は自発性が大事。
- 市民参加は市民の権利（参加したい市民が参加しやすい環境づくりが必要）。
- 楽しさ、満足感が向上するには、自発性が必要。
- 市民参加を通じて、人のつながりができる。
- 若いうちから市民参加の意識を育てよう。
- 参加するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つ。
- 意見を言う側の責任・ルール（人権の尊重、平等）。
- 自分達の地域を自分達で良くしていこうという主体性（当事者性）を持つ。
- 地域の活動に積極的に参加する。

### 議会の役割等

- 議会は、選挙で直接選ばれた議員で構成する議決機関としての役割を担う。
- 議会及び議員活動その他必要な事項については古賀市議会基本条例に定めるとおりとする。

#### 【解説】

平成26年4月に施行されている古賀市議会基本条例の内容を尊重し、自治基本条例に位置づけることとします。

#### 【参考】

##### <策定委員会等での主な意見>

- 議会は、市民に分かりやすく情報を発信する。
- 市民と自由に意見交換する報告会や集会等を開催する。
- 市民の多様な意見を把握して市政に反映する。
- 議会は、古賀市議会基本条例に基づいて、市民参加の機会の拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努める。

## 行政の役割等

- 市長は、選挙で直接選ばれた代表者として市を統轄する。
- 市長は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営に当たらなければならない。
- 職員は、全体の奉仕者として、職員間の情報共有・連携を図りながら公平公正に職務を遂行する。

### 【解説】

行政の役割等では、市長や職員の役割等について規定しています。

### 【参考】

＜地方自治法第147条＞

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

＜憲法第15条第2項＞

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

＜地方公務員法第30条＞

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

＜策定委員会等での主な意見＞

○行政の組織は、相互に連携を図る。

### 第3章 まちづくりの基本的事項

#### 情報共有の推進

- 市民等、議会及び行政は、相互の信頼関係の構築のため、情報共有の推進に努める。
- 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、事業者は、まちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに互いに共有するよう努める。
- 行政は、市民等が必要とする情報を把握するとともに、まちづくりに関する情報を積極的に発信する。

#### 【解説】

まちづくりの基本原則である情報共有の推進について規定しています。

市民等が、まちづくりに関心を持つためには、行政情報や地域情報などが不可欠です。

行政は、積極的に情報の収集・発信に努め、情報共有を推進するための場や機会の提供を行う必要があります。

また、市民等にとって身近である自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、事業者といったまちづくりを实践する主体も、自らの活動内容などを積極的に情報発信し、その活動内容を互いに共有することが必要です。

#### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- まちのことを知る、「古賀学」〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 情報を相互に提供・共有し、活用するよう努める。
- 行政の活動を市民は知らない。活用できていない、知る機会がない。興味がないことが原因。
- お互いの活動を知ることによって行政と市民の信頼関係をつくるのが大切。
- 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、行政は、市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う。
- 議会は、市民に分かりやすく情報を発信する。

#### 市民参加の推進

- 市民等は、自発的意思に基づいて、市民参加することができる。
- 行政は、市民参加できる機会を確保するため、その環境の整備に努める。

#### 【解説】

まちづくりの基本原則である市民参加の推進について規定しています。

この条例においては、「市民参加」とは、行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企

画や実施、評価などについて、市民等が自主的に意見や提案を行うなど直接関与することとしています。

市民参加は古賀市の魅力あるまちづくりに寄与することを各主体が認識し、行政は、市民の声を受け止めることができるよう市民参加の手法を工夫する必要があります。

#### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 自由にスピーディに動ける～市民の力（行政にはない）。
- 対等な関係には十分なインフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）が必要。
- 市民参加は自発性が大事。
- 市民参加は市民が行政に意見を伝えられる仕組み。
- 合意したら責任を果たす。
- 市民参加は市民の権利（参加したい市民が参加しやすい環境づくりが必要）。
- お互いの活動を知ることによって市役所と市民の信頼関係をつくるのが大切。
- 自発的意思に基づき、市民参加することができる。
- 行政は、多様な立場の人々が対話・交流できるように意見交換会、討論会等を開く。
- ワークショップなど少人数で話せるしくみ。

#### 共働の推進

○市民等、議会及び行政は、対等な立場で相互に理解を深め、共働のまちづくりの推進に努める。

○市民等、議会及び行政は、相互連携がまちづくりの新たな展開と発展を生むことに鑑み、対話と交流の機会や場の提供に努める。

#### 【解説】

まちづくりの基本原則である共働の推進について規定しています。

「共働」とは、まちづくりの担い手が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざした自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることです。

日頃からの交流・対話があってこそ災害など緊急時の対応、地域での助け合いに結びつくものです。

古賀市では、多くの市民等が、地域活動や市民活動といったまちづくりを実践されてい

ます。

これらの活動の中で行われる交流を通じて築かれるつながりは、まちづくりの基本理念の「共に支えあう地域社会の形成」につながっていきます。

まちづくりの各主体が互いに連携・協力し合える関係を築いていくには、情報共有の仕組みづくりに加え、対話と交流を推進する場づくりが必要です。それぞれの主体が連携することで、活動が更に充実していくとともに、新たな展開と発展も期待できます。

対話と交流の場づくりの重要性を再認識し、それぞれの主体が対話と交流の機会や場の提供に努めることを規定しています。

#### 【参考】

##### ＜策定委員会等での主な意見＞

- まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 自由にスピーディに動ける～市民の力（行政にはない）。
- 共働の前提：対等な関係。
- 対等な関係には十分なインフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）が必要。
- 合意したら責任を果たす。
- お互いの活動を知ることによって市役所と市民の信頼関係をつくるのが大切。
- 共働は自発的なもの。
- 市民は、同じ地域に暮らす人や、同じ思いを共有する人など、多様な世代や立場の人々と対話・交流する。
- 地域コミュニティ（自治会・校区コミュニティ）、市民活動団体は、多様な世代や立場の人々の対話・交流の場づくりを行う。
- 行政は、多様な立場の人々が対話・交流できるよう意見交換会、討論会等を開く。
- ワークショップなど少人数で話せるしくみ。
- 連携により新たな価値が生まれる。
- いろいろな能力をもった人の活用が、まちづくりになる。

#### コミュニティ活動の推進

- 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者等は、それぞれの特性を生かしながら、連携・協力して、まちづくりの推進に努める。
- 市民等は、地域活動や市民活動がまちづくりの主体としての意識を育むと共に、住み良いまちづくりに寄与していることを踏まえて、これらの活動に参加・協力していくよう努める。

- 自治会は、自治会区域内の住民相互の交流と親睦を促進する活動を行う。
- 自治会は、身近な暮らしに関わる課題の解決に取り組み、自治会区域内のまちづくりを  
実践する主体として活動する。
- 校区コミュニティは、校区内の個人、自治会や小学校、市民活動団体等の各種団体間の  
交流・連携を促進する活動を行う。
- 行政は、コミュニティ活動の円滑化及び活性化を図るため、コミュニティの主体性を尊  
重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、コミュニティ活動に対する支援を行  
うよう努める。

#### 【解説】

コミュニティ活動の推進について規定しています。

コミュニティ活動とは、市民等が地域や共通の目的によってつながり、自主的に行う公  
益性のある活動です。営利を目的とする活動、政治・宗教に関する活動を除きます。

地域での生活は、人と人とのつながりや助け合いにより営まれており、このつながりや  
助け合いが地域の防犯や地域住民の健康寿命にも寄与しています。

自治会、校区コミュニティなどの地域コミュニティが行う活動では、同じ地域に住む人  
が様々な形で交流し、福祉、環境、防犯、防災など、地域住民の暮らしに欠かすことので  
きない活動を主体的に実践しています。

また、NPO、ボランティア団体など特定の目的やテーマでつながる団体は市民活動団体  
とも呼ばれ、市民等がそれぞれの関心や問題意識などに基づいて、自発的にまちづくりを  
実践し、課題別・分野別のまちづくりに大きく貢献しています。

自治会、校区コミュニティ、市民活動団体などの様々なコミュニティが、それぞれの特  
性を生かし、相互に連携・協力することにより、より効果的にまちづくりが推進されると  
言えます。

このような多様な主体の存在を踏まえ、お互いの活動を尊重しながら魅力的な古賀のま  
ちづくりを推進するためには、各主体は改めて次の事柄を認識するとともに、他の主体に  
対する認識も深める必要があると言えます。

#### ①自治会

自治会は「行政区」とも呼ばれており、規約等に基づき、道路等の美化活動、ごみ  
の分別収集、敬老会や夏祭りなどの活動を主体的に実施しています。市内には現在  
46の自治会があり、市民等にとって最も身近な地域コミュニティです。

また、特定の課題に偏ることなく、地域にとって重要な課題に総合的に取り組んで  
います。

＜自治会の具体的活動（案）＞

- 自治会区域内の親睦と交流の促進（公民館活動、敬老会、夏祭りなど）

○自治会区域内の意見・要望のとりまとめ

○自治会区域内の身近な課題解決のための取組み実践者

●身近な課題として考えられる活動

⇒居住環境の維持・保全（防犯灯設置、花いっぱい運動や美化活動、分別収集など）

地域課題が多様化かつ複雑化するなか、市民等にとって、もっとも身近な地域コミュニティである自治会は、区域内の様々な主体との連携を図りながら、身近な暮らしに関わる課題の実践者として精力的に活動しています。

一方で、行政が平成 25 年度に行った自治会アンケートでは、自治会における課題として、「住民の高齢化」、「住民間の人間関係の希薄化・交流の不足」、「地域活動への関心・参加意識の低下」、「少数の役員に役割が偏っている」などが挙げられており、また、策定委員会での検討過程においては、「行政からの依頼業務が多い」などの意見が寄せられています。

自治会が本来の活動をより効果的に実施していくためには、自治基本条例の基本的な考え方を踏まえ、自治会と行政の役割分担や自治会に対する行政の支援のあり方について、今後、再検討する必要があると言えます。これらの具体的事項については、自治会と行政が協議し、方針を示す必要があります。

## ②校区コミュニティ

校区コミュニティは、小学校区単位の地域コミュニティで、現在、8小学校区中7校区で設立しています。

校区単位の大規模防災訓練、小学校と連携した地域運動会など、一つの自治会では解決が難しい課題や広域で実施した方が効果的な課題・活動について取り組みを進めています。

### <校区コミュニティの具体的活動（案）>

○校区内の個人、自治会、小学校、市民活動団体等の各種団体の交流・連携に取り組む主体（校区単位の夏祭り、運動会など）

○一つの自治会では解決が難しい課題や広域で実施した方が効果的な課題の検討・とりまとめ

○上記の課題解決のための取組み実践者（大規模防災訓練、見守り活動など）

多様化かつ複雑化する地域課題に取り組むためには、校区コミュニティは、市民等の身近な暮らしに関わる課題の実践者である自治会の活動を尊重しつつ、校区内の自治会、小学校などの様々な主体が連携・協力し、校区全体の課題に取り組むことが必要です。

なお、校区の状況等により取り組む課題や活動は違うことから、校区内でどのような課題に取り組むのかを十分に検討し合意形成することが必要であると言えます。



### ③市民活動団体

市民活動団体は「自発性」「先駆性」「専門性」「迅速性」など様々な特性を持つことから、まちづくりの担い手として大きな役割を果たすことが期待されています。古賀市市民活動支援センターに市民活動団体として登録がある団体は、平成 28 年6月現在、76団体あります。

行政は、コミュニティの活動が重要な活動であることを再認識し、それぞれの活動の主体性を尊重しつつ、自主性及び自律性を損なわない範囲でコミュニティ活動に対する支援を行う必要があります。

#### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 安全と安心、助け合い・思いやり〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 地域コミュニティ（自治会、校区コミュニティ）、市民活動団体は、市民に自発的な加入や参加を働きかける。
- 地域コミュニティ（自治会、校区コミュニティ）、市民活動団体は、市民が活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 市民の意欲、経験、知識を活かす。
- コミュニティは、開かれた場にする。
- 地域コミュニティは、市民のニーズを知り、様々な世代、団体等と連携・協力して地域でできることを考え、安全・安心の地域社会づくりを行う。
- 地域のつながりが防犯や健康づくりにもつながる。（あいさつ、ラジオ体操など）
- 顔の見えるつながりづくりを行う。
- 地域を支えようとする人をさらに支えたい。
- 交流や楽しみが継続するモチベーション。
- 行政からの依頼事項が多い。
- 補助金申請など市へ提出するための書類の事務作業が多い。（市民の貴重な税金を財源としていることから、透明性の確保及び説明責任を考慮したうえで、効率的な補助金交付のあり方を検討する必要）
- 校区コミュニティと自治会の役割分担。
- まちづくりの担い手が固定化していると感じる。現在の充実した担い手から次の世代へどうバトンを渡していくのか、今から考えないと。
- 市民のニーズを知り、様々な世代、団体等と連携・協力して地域でできることを考え、安全・安心の地域社会づくりを行う。

- 自治会活動は自分のためになる。
- 自治会が公民館を開放し、活用していく。
- 自治会が多様な人々の出会い・交流を促す。
- 校区コミュニティが有効に機能するためには、校区コミュニティの拠点づくり、事務局など体制づくりが必要。
- 校区コミュニティのメリット
  - 区長（自治会長）同士の連携
  - 学校行事との連動
  - より広い範囲で活動できる（スケールメリット）
  - だれでも参加しやすい
- 高齢化等により将来、活動が困難になった自治会が出てきても、校区全体で支えることができる。
- 「地域の人を地域で守ろう」という意識が強くなってきた校区もある。
- 校区内で福祉会や民生委員などとのネットワークを強化する。
- 行政はコミュニティの推進のための支援を行う。
- 行政は共働のまちづくりの推進のため、市民活動団体の主体性を尊重し、支援を行う。
- 行政は共働のまちづくりの推進のため、事業者の主体性を尊重し、相互連携を図る。
- 地域で、市民活動団体と連携・協力することで、自治会だけでは解決が困難な課題に取り組める（地域にぬくもりを届ける存在）。

## 第4章 行政運営

### 行政計画

- 行政は、古賀市総合振興計画をはじめとする行政の様々な計画（以下「行政計画」という）の策定に当たっては、市民参加の機会の充実に努める。
- 行政は、行政計画の適切な進行管理を行う。

#### 【解説】

総合振興計画をはじめとする行政の様々な計画（行政計画）について規定しています。

#### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 行政計画の策定に当たっては、市民参加の機会の充実に努める。
- 行政計画の適切な進行管理を行う。（透明性を確保し、社会情勢に応じた見直しを行う。）

### 意見等の取扱い

- 行政は、行政運営に反映させるため、市民等の意見等を広く聴く機会の充実を図る。
- 行政は、市民等から行政運営に対する意見、要望、提言等を受けたときは、適正かつ公正に対応する。

#### 【解説】

行政に寄せられる意見等の取扱いについて規定しています。

行政運営を行う上で、市民等から行政に対して寄せられる様々な意見、要望、提言等へ適切に対応することは、市民等との信頼関係を構築する上で重要です。

#### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 行政は、行政運営に反映させるため、市民の意見等を広く聴く機会の充実を図る。
- 行政は、市民から行政運営に対する意見、要望、提言等を受けたときは、適正かつ公正に対応する。
- 行政は、意見、情報を集約し、市政運営に反映する。
- 行政運営を行う上で、市民から行政に対して寄せられる様々な意見、要望、提言等に市長が責任を持って応答することで、市民との信頼関係を構築する。

## 附属機関等（市民公募の推進）

○行政は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、公募等により幅広い層の市民等から選任するよう努める。

### 【解説】

附属機関等の委員の選任について規定しています。

附属機関等とは、市が事業を行うにあたり、様々な意見を取り入れるために設置する審議会、協議会などのことです。行政は、附属機関等の委員を選任する場合、専門的知識や経験を有する人を委員として選任することはもちろんのこと、市民参加の観点から、できる限り公募等により幅広い層の市民等から選任することが求められています。

### 【参考】

#### <地方自治法第138条の4第3項>

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

#### <策定委員会等での主な意見>

○市民参加の機会の充実（審議会委員等の公募など）

○行政は、意見の出やすい雰囲気をつくる。（委員同士もいい関係をつくる、批判しないなど）

## 第5章 実効性の確保

### 条例の推進・検証

- 市長は、この条例の推進及び運用状況の検証を行うため、古賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。
- 前項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 【解説】

この条例の検証について規定しています。

市長は、この条例の運用状況について検証するため、古賀市自治基本条例検証委員会を設置することを定めています。

検証委員会は、自治基本条例に則したまちづくりを実施するために、条例の主旨に沿ったまちづくりが進められているのかなど必要に応じた検証を行います。

#### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

○条例が活かされているのか検証するための規定が必要。

○検証のための委員会等を設置し、市民参加のもと、検証をしていきたい。

### 条例の見直し

- 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案し、この条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。
- 市長は、前項の検証に当たっては、検証委員会に諮問しなければならない。

#### 【解説】

この条例の見直しについて規定しています。

この条例は、古賀市のまちづくりの進め方の基本的事項を定めるものであり、その内容は本来頻繁に変更されるべきものではありません。

しかし一方で、今後の社会情勢等の変化に的確に対応していくことも必要です。4年という期間は市長の任期とも一致しており、市長が任期中に一度は検証し、必要に応じて見直すという意味を含んでいます。

#### 【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

○情勢に応じて見直しをするための規定が必要。